

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
令和5年度に係る業務の実績に関する評価結果

最小項目別評価

令和6年8月

岡山県

目 次

<p>1 法人の概要 P- 1</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 所在地</p> <p>(3) 法人設立の年月日</p> <p>(4) 設立団体</p> <p>(5) 中期目標の期間</p> <p>(6) 目的及び業務</p> <p>(7) 資本金の額</p> <p>(8) 代表者の役職氏名</p> <p>(9) 役員及び職員の数</p> <p>(10) 組織図</p> <p>(11) 法人が設置運営する病院の概要</p> <p>2 令和5年度に係る業務の実績に関する自己評価結果 P- 1</p> <p>(1) 総合的な評定</p> <p>(2) 評価概要(全体的な状況・大項目ごとの状況)</p> <p>(3) 対処すべき課題</p> <p>3 中期計画の各項目ごとの実施状況</p> <p>第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮</p> <p>(1) 政策的医療の推進 P- 2</p> <p>(2) 重点的に取り組む医療 P- 6</p> <p>(3) 県内の精神科医療水準の向上 P-13</p> <p>(4) 精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及 P-16</p> <p>2 患者の尊厳を重視した医療の提供 P-17</p>		<p>3 医療の質及び安全の確保</p> <p>(1) 医療水準の向上 P-18</p> <p>(2) 医療安全対策の徹底・検証 P-20</p> <p>4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化</p> <p>(1) 地域移行・生活支援のための体制整備 P-21</p> <p>(2) 地域医療連携の強化 P-22</p> <p>(3) 在宅医療充実のための体制整備 P-22</p> <p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項 P-25</p> <p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p> 予算、収支計画及び資金計画 P-26</p> <p> 短期借入金の限度額 P-26</p> <p> 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画 P-26</p> <p> 剰余金の使途 P-27</p> <p> 料金に関する事項 P-27</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設及び医療機器の整備に関する計画 P-27</p> <p>2 適正な就労環境の整備と人事管理 P-28</p> <p>3 情報管理の徹底 P-28</p> <p>4 積立金の使途 P-29</p> <p>別紙1～別紙3 P-30</p>
---	--	---

※ 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターより提出のあった、「令和5年度事業報告書」の一部を活用し、「最小項目別評価」を行った。

1 法人の概要

省略

2 令和5年度に係る業務の実績に関する自己評価結果

省略

3 中期計画の各項目ごとの実施状況

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮

中期目標	<p>① 政策的医療(公的医療機関に求められる医療)の推進 精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療、心神喪失者等医療観察法や新たな感染症への対応などの政策的医療の推進に努めること。</p> <p>② 重点的に取り組む医療 入院医療から地域生活への移行と定着を促進する精神医療を目指す中で、急性期を中心とした精神科医療領域の医療連携体制を確保すること。また、あらゆる領域の精神科医療に取り組む中で、児童・思春期精神疾患や発達障害、治療抵抗性のある患者への対応、依存症への対応など、専門的な領域において、高度で先進的な医療提供体制の一層の充実に努めること。 災害など重大な危害が発生した場合には、災害拠点精神科病院として、県が実施する災害対策に協力し、必要な精神科医療を提供するため、持続可能な危機管理体制を整備するとともに、「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」の中心的な役割を果たすこと。</p> <p>③ 県内の精神科医療水準の向上 精神科医療従事者研修、医療・研究機関と連携した調査・研究、関係機関への助言等を率先して行うとともに、精神科臨床研修を通じ、専門性が高い精神科医の養成に取り組むなど、県内の精神科医療水準の向上を図ること。 また、精神科救急や自殺対策を含むうつ病対策、身体疾患を有する精神障害者、高齢の精神疾患患者への対応などにおいて、外来・デイケア・訪問支援等の体制の充実に努めるとともに、他の入院医療機能、在宅医療機能との連携を行い、必要な人材の確保を行うこと。 さらに、遠隔診療などICTの利活用を進め、精神科医療の向上に寄与すること。</p> <p>④ 精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及 地域に開かれた病院として、精神疾患や精神障害者に対する県民の理解を深めるため、医療の提供だけでなく、幅広く普及啓発に取り組み、こころのバリアフリーを推進し、お互いが人としての尊厳を認め、支え合う社会の実現に向けて寄与すること。</p>
------	---

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
1	<p>第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮 (1)政策的医療の推進 岡山県の精神科医療の中核病院として、より治療効果の高い先進的な医療の提供を追求するとともに、24時間365日断らない精神科救急や心神喪失者等医療観察法に関する医療の充実など、公的病院として求められる医療を推進する。また新たな感染症への対応が必要となったときには、精神疾患を有する感染者の受入れを行うなど、県からの支援要請に積極的に対応する。</p>	<p>○政策的医療の推進 政策的医療を推進するため、国・県・市と協力し下記事業を実施する。</p> <p>①「岡山県精神科救急医療システム整備事業」：関連番号2 ②「子どもの心の診療ネットワーク事業」：関連番号6 ③「かかりつけ医等発達障害対応力向上業」：関連番号7 ④「岡山県難治性精神疾患地域移行促進事業」：関連番号9 ⑤「岡山県依存症対策総合支援事業」：関連番号10 ⑥「岡山県精神科在宅支援(アウトリーチ)事業」：関連番号11 ⑦「災害拠点精神科病院設備等整備事業」：関連番号12 ⑧「地域移行促進センター事業」：関連番号26 ⑨「身体・精神合併症救急連携事業」：関連番号27 ※周産期母子に係る医療について：関連番号8</p>	各事業関連項目に記載	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
2		<p>○常時対応型精神科救急体制(事業①)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対応が必要なすべての精神障害者に対し医療の提供ができる体制を整え、24時間365日迅速に対応する。また入院患者の退院促進、地域定着を図り、常時受け入れ病床を確保する。 一般の救急情報センターや救急医療機関、消防機関等からの要請を受け、患者に適切な医療を提供できるよう調整する。 	<p>○常時対応型精神科救急体制(事業①)</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県の精神科医療の中核を担う公的医療機関として救急受入病床を確保し診療応需の体制を整え、「決して断らない病院」としての役割を果たせるよう努めた。また、多職種での治療を実践し、可能な限り早期退院支援を行った。 休日・夜間入院患者数:434名(休日24時間/平日夜間17:00～翌日8:30) 平均在院日数:46.8日(東棟除く) 病床利用率:94.0%(東棟含む) 一般の救急医療機関等から、身体的な疾患を合併しており、速やかに精神科医療を必要とする患者の受け入れ要請を受け、休日・夜間においても医師や看護師を常時配置し、適切な医療が提供できるよう各関係機関と調整を行った。 	4	4	
3		<p>○医療観察法の高度精神科入院医療機関としての中心的な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 当院が高いクロザリル(注釈1)治療導入率があることから、県内だけでなく県外からの困難事例を受け入れ、精神症状の改善を行った後に、転院元に返すなど医療観察法の中心的な役割を果たす。 発達障害、トラウマ問題等を抱える治療抵抗性(注釈2)精神疾患患者に対して多職種チームで心理社会的治療を実践し治療法を確立する。また、入院初期から退院に向けて保護観察所や地域関係機関等と連携を図ることで早期社会復帰を促進する。 	<p>○医療観察法の高度精神科入院医療機関としての中心的な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 治療抵抗性統合失調症の治療のため、積極的にクロザピン治療の導入を行った。また、山口こころの医療センターとのピアレビューや、当院で指定通院従事者研修を開催するなど、医療観察法の均てん化を図る取り組みを行った。 クロザピン使用状況:新規導入人数4名 使用人数:38名(退院者も含む) 使用比率:92.7% 全指定入院医療機関での使用人数:308名 全指定医療機関での使用比率:30.2% 運用病床を超えての治療運営を行っていたこともあり、退院者6名に対し、新規入院者数は3名であった。 県内外からの困難受け入れ件数:1件 退院者数:6名 他院への転院者数:2名 新規入院者数:2名 他院からの転入院者数:2名 中国四国厚生局と連携し「医療観察法通院従事者研修会」を開催した。通院処遇対象者支援に関わる多職種が参加し、医療観察法における医療と支援について理解を深めた。 参加者数:46名 発達障害、トラウマ問題等を抱える治療抵抗性精神疾患患者に、多職種チームで心理社会的治療を提供した。 発達障害(ASD、ADHD)がある治療抵抗性精神疾患患者:27名 (医療観察法入院棟患者の66%) トラウマ問題を抱える治療抵抗性精神疾患患者:23名 (医療観察法入院棟患者の56%) 	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
4		<p>○複雑困難で多様化するニーズへの対応 児童・思春期、周産期母子、DV、虐待等の家庭問題、ホームレス、社会的ひきこもり等、他の精神科病院・診療所では対応困難な課題を抱えた事例に対応するため、福祉サービスを行う関係機関のみならず、様々な取り組みをしている支援団体(ホームレス支援、ひきこもり支援、若者支援、DV被害者支援など)と連携し、支援体制の構築を目指す。</p> <p>・罪に問われた精神障害者に対して、それにかかわる関係機関(岡山モデル(注釈3)、法律事務所、高齢者・障害者ネットワーク、自立援助ホーム、更生保護施設、地域定着支援センター、保護観察所)と連携し、医療機関としての役割を果たす。</p> <p>・強度行動障害(注釈4)への対応について、入院時に院内の強度行動障害チームを中心とし、退院後の移行施設や役割分担を調整するなど、岡山市障害者基幹型相談支援センター及び発達障害者支援センターと連携を図る。</p> <p>・外国人の患者については、遠隔医療通訳サービス等を利用し、意思疎通が円滑に行えるよう体制を整える。</p>	<p>○複雑困難で多様化するニーズへの対応 ・多様で複雑困難な課題を抱えた患者を受け入れるため、関係機関から事前に患者の生活状況や家族背景等の情報を収集し、地域のニーズや見立てを確認した上でアセスメントを行った。</p> <p><u>外来初診総数:2,675件</u> <u>日中救急受入総数:1,537件</u> <u>救急児童・思春期:147件</u> <u>救急自閉スペクトラム症(ASD)鑑別診断:110件</u> <u>救急依存症:113件</u> <u>周産期母子:75件</u> <u>DV被害者:6件</u> <u>被虐待(児童・障害):22件</u></p> <p>・多様なニーズに応じて医師の診察の前に看護師、公認心理師、精神保健福祉士が予診を行い、初回外来を多職種チームで対応した。 <u>日中救急受診総数:1,537件</u> <u>うちコメディカルが予診を行った件数:1,412件(91%)</u></p> <p>・患者の受診後、必要に応じて各関係機関と適時にケア会議を開催し、支援の方向性を協議することで、切れ目のない支援体制を整備し患者に必要な支援を提供した。</p> <p>・罪に問われた精神障害者の支援について、岡山県社会福祉士会、岡山県弁護士会、岡山パブリック法律事務所、岡山県社会福祉協議会、地域定着支援センター等と連携し、事件の経過及び生活背景や家族状況など含めて理解とアセスメントの共有を行うことで、医療機関としての役割を果たした。 <u>岡山モデル(注釈3):4件</u></p> <p>・強度行動障害チームで毎月会議を開催し、ケースの把握と対応方法の検討、勉強会を行った。また、関係機関と情報共有を行い、必要な取り組み等について検討した。 <u>入院者数 60件/年</u> <u>強度行動障害チームが介入した入院件数:36件/年</u></p> <p>・外来受診または入院している外国人患者と円滑な意思疎通が図れるよう、遠隔医療通訳サービスを利用した。</p>	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
5		<p>○新興感染症への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内唯一の協力精神科医療機関として、新型コロナウイルス感染症対策岡山県調整本部の指示のもと県内医療機関と連携を図り、精神疾患のある患者の受け入れが円滑に進められるよう体制を整える。 ・ICTを活用するなど患者の利便性を図り、治療継続を支援する。 ・新型コロナウイルス感染症の分類が「5類」対応となった後も、標準的感染防御対策を行った上で総合病院からの転院を受け入れる。 ・新型コロナウイルス感染症およびその他感染症蔓延期にも、通常通り精神科医療が実施できる体制を整える。 ・新型コロナウイルス感染症の後遺症について、精神症状が主たる症状である患者の治療を受け入れる。 ・感染管理認定看護師の資格取得をサポートするなど、高度な専門知識や実践力を持つ人材育成に努め、感染対策をさらに強化する。 <p>※関連番号:24</p>	<p>○新興感染症への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の精神疾患患者の入院を受け入れた。 <u>入院件数:30件</u> ・患者の利便性を図るため、ICTを活用し遠隔診療を行った。 <u>新型コロナ特例における実施件数:32件</u> <u>その他:2件</u> ・標準的感染防御対策を行った上で、総合病院からの転院を受け入れた。 <u>転院受入件数:1名(岡山大学病院 救急科より)</u> ・新興感染症蔓延期にも、フェーズごとに県庁の判断に合わせて病床を確保し、通常通り精神科医療が実施できるよう体制を整えた。 ・高度な専門的知識や実践力を持ち、院内の感染対策を強化する中心的な役割を果たす人材育成に努めた。 <u>感染管理認定看護師教育課程(特定行為研修を含む)の受講:看護師1名</u> <u>(令和6年度 資格試験を受験予定)</u> <u>岡山県看護協会主催「感染管理エキスパートナース研修」への参加:看護師2名</u> 	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
6	<p>(2)重点的に取り組む医療 入院中心から地域生活中心への精神科医療を促進するため、24時間断らない精神科救急など救急・急性期精神科医療体制を確保し、精神疾患を有する患者が地域で安心して生活できるよう関係機関との協力体制を整備、強化する。また、急性期以外の専門的な精神科領域(児童・思春期、発達障害、周産期母子に係る精神科医療、治療抵抗性精神疾患、依存症医療等)においても、県内での拠点としての役割を果たし、高度で先進的な医療提供体制の一層の充実を図る。災害発生時には、災害拠点精神科病院として、県内の精神科医療の維持に努める。また、県の要請に応じて、災害派遣精神医療チーム(DPAT)として活動し、精神科医療の提供を行うとともに、平時には、県内の精神科医療機関等を対象に災害時の専門的技術研修を開催するなど中心的な役割を果たす。</p>	<p>○児童・思春期精神疾患患者への医療について(事業②) ・利用者の発達段階や家庭環境、年齢等、様々な状況に対応できるよう、プログラム(個別・集団)内容を充実させる。</p> <p>・「岡山市保護者支援プログラム事業」の一環として、親子相互交流療法(PCIT)を実施する。また、児童相談所から委託を受け引き続き治療プログラムを実施する。 目標:年間5ケース以上</p> <p>・親子相互交流療法(PCIT)が単独で実施できる認定セラピストを育成する。</p> <p>・子どもと大人の絆を深めるプログラム(CARE)ワークショップを継続して実施する。</p> <p>・診察以外の支援(児童デイケア・家族教室等)の幅を広げ、個々のニーズに沿った治療計画を立てる。</p>	<p>○児童・思春期精神疾患患者への医療について(事業②) 平日緊急対応件数:中学3年生まで147件 児童思春期外来242件 (通常枠 97件、緊急枠 145件)</p> <p>・「岡山市保護者支援プログラム事業」の一環として、親子相互交流療法(PCIT)を実施した。 PCIT実施件数:6ケース</p> <p>・新たにPCIT認定セラピスト1名を育成した(当院において3人目)</p> <p>・子どもと大人の絆を深めるプログラム(CARE)の支援者向け体験型研修(ワークショップ)を実施した。 実施回数:2回/28名参加 家族向けワークショップ:2回7家族参加</p> <p>・初診受診後の患者家族に対して家族教室を企画・開催し、発達障害のガイダンスや家族の関わり方について心理教育を行った。 開催回数:4回/13家族参加</p> <p>・緊急受診する児童思春期年齢のインテークを児童部門のコメディカルが担当し、関係機関との連携や心理検査等、治療計画について医師と協議した。</p> <p>・児童デイケアにおいて、個々の活動に合わせてエリアを区切ったり、ニーズに応じた書籍やツールを導入することで児童同士の交流を図るなど、集団の中で機能的に動けるよう環境調整を行った。</p>	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
6		<ul style="list-style-type: none"> それぞれの家族教室担当者同士の連携を強化するため、情報共有を行う。 地域の医療機関や保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対して、診療支援や医学的支援を行えるよう専門職の人事交流や人材育成を活発にする。 「岡山市こども総合相談所医療的機能強化事業」の取り組みとして、双方向に医師の派遣を行うことで連携を強化し、複雑化する児童虐待事例に迅速かつ適切に対応する。 児童福祉法に基づき、虐待等を受け精神的医療対応が必要な子どもの一時保護委託を積極的に受け入れ、適切な援助の確保に努める。 医師など医療従事者に対する研修会や、地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員に対して講習会を開催し、専門職員の技術向上に寄与する。 岡山県内の「子どもの発達支援相談」に心理士を派遣する。 子どものこころの診療に関する研修会を企画、開催する。また、積極的にホームページ等で情報発信を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族介入である『CARE』『Porto』『ルートガイド』の担当で、各教室のクール開始前に情報共有を行った。 年間7回 入院棟においてゲーム依存教室を開催した。 患者向け:2回 家族向け:1回 地域の医療機関から依頼を受け、コンサルテーションを行った。 件数(紹介状あり):283件 「岡山市こども総合相談所医療的機能強化事業」の取り組みとして、少年鑑別所、少年院等へ医師を派遣した。 派遣件数:計33日 県、市教育委員会への医師派遣:12日 県内の各児童相談所等児童福祉機関への医師派遣:150日 各医療機関への医師派遣:102日 「岡山市こども総合相談所医療的機能強化事業」の取り組みとして、一時保護委託での入院を受け入れた。 受入人数:延べ36名 医療従事者向けの研修会や講習会を開催し、専門職員の技術向上に寄与した。 児童思春期メンタルヘルスセミナー・児童精神科定例カンファレンス:3回 TF-CBT合同研修会:3回 岡山地方検察庁の検事を講師として招聘し、犯罪被害が生じた際の捜査機関と精神科医療機関との連携についての研修会を開催した。 参加者数:29名 子どもの性問題行動の理解と対応についての研修会を開催し、理解を深めた。 参加者数:55名 医師、精神保健福祉士、公認心理師の3名が障害者総合福祉推進事業検討委員の委託を受け、会議に参加した。 公認心理師派遣件数:岡山県に10回(備前保健所圏域7回・美作保健所圏域3回) 岡山市に7回(北区中央保健センター3歳児健診) 子どもの心の診療ネットワーク事業の取り組み等について、ホームページに掲載した。 			

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
7		<p>○発達障害者への医療について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人の発達障害者の就労定着支援するため、自己の特性を理解するためのプログラムを年間2クールから3クールに増やす。 ※1クール:6回(所要期間2カ月～3カ月) ・プログラムに対する認知を広めるためチラシを作成し、外来診察室に貼るなど院内の周知を行う。 ・参加者の増加に伴い、引き続きオンライン開催とし、あわせてオンデマンド配信を行う。また、前年度の参加者のアンケート結果を分析し研修内容のより一層の充実を図る。参加する医師は、精神科だけでなく、小児科、内科など多くの診療科に広がっていることから、一般精神科医・身体科医師が発達障害者の診療をする上で役に立つ知識や技術を習得できる内容とする。(事業③) ・「大人の発達外来」を通じて、病診連携・病病連携を積極的に推進し、県内の医療機関の臨床において発達障害者がより受け入れられる環境となるように展開する。 	<p>○発達障害者への医療について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のある患者が円滑に就労移行できるよう、日常のコミュニケーションプログラム「セット」、仕事場面のコミュニケーションプログラム「レディ」、就労支援機関と連携し就職活動を支援するプログラム「ゴー」の3種類のプログラムを実施し支援を行った。 実施回数:3クール18回/年 ・プログラムについて幅広く周知するため、外来診察室へのポスター掲示や、大人の発達外来の共有ミーティングの際、対象者の有無を検討したり、デイケアからの参加者を募るなど積極的な広報活動を行った。 ・ライフステージごとの医療と支援の基本事項をテーマとし、「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」を年4回開催した。講師および参加者の利便性に配慮し、オンライン開催およびオンデマンド配信を行った。 第1回 11/16「幼児期の神経発達症～診療の実際と療育の組み立て～」 参加者:291名(うち医師124名) 第2回 12/21「学童期神経発達症の診療の実際」「限局性学習症の診断と支援」 参加者:335名(うち医師141名) 第3回 1/25「成人期の診療—アセスメントと支援の実際」 「岡山市発達障害者支援センターに寄せられる成人期の相談について」 参加者:363名(うち医師146名) 第4回 2/29「かかりつけ医が神経発達症をみること～身体と協働と連携の重要性～」 「神経発達症初期診療を行う上での基本事項～診断から治療、専門医連携について～」 参加者:372名(うち医師150名) ・岡山市より、今年度新たに「発達障害専門医療機関等養成研修事業業務委託」を受託し、発達障害の診断可能な医療機関の拡充を図るため、精神科・小児科等の医療機関に発達障害の診断に必要な研修を実施した。講義や陪席に加え、発達障害の診断に有用な資料を作成し受講者に配布し、発達障害児者の多様な支援ニーズと当事者・家族の視点に関することや、診断後の連携先について関係機関を紹介できた。 受講者数:16名 (内訳:医師11名、心理士2名、保健師2名、精神保健福祉士1名) 	4	4	
8		<p>○周産期母子に係る医療について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年増えている産後の母親による児童虐待・育児放棄(ネグレクト)や、自殺・母親の孤立化を防止するため、県産婦人科医会や保健師と連携しながら早期介入し、緊急時は即日対応する。あわせて継続して外来でフォローアップを行う。 ・保健所等からの依頼を受け講師を派遣し、メンタル不調を抱える妊産婦への支援に関わる多職種を対象に、先進的な取組や課題を共有し地域支援体制を整える。 	<p>○周産期母子に係る医療について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師や産婦人科と連携し、周産期の患者を受け入れた。また、緊急を要する母親のケースについては即日介入し、児童虐待や自殺等の防止に努め、受診後も継続して各関係機関と切れ目のない支援を行った。 周産期母子ケース:75件 うち入院7件 主な紹介元:保健師15件、産婦人科16件 ・関係機関からの依頼を受け、妊産婦への支援に関わる多職種を対象に、周産期の女性のメンタルヘルスケア等について講義を行った。また、支援者と課題を共有することで地域支援体制を整えた。 倉敷市圏域周産期事例検討会アドバイザーとしての派遣:4回 岡山市保健所健康づくり課南区南保健センター/愛育委員研修会への講師派遣:1回 第51回日本女性心身医学学会学術集会シンポジストとしての派遣:1回 	4	4	

項目 番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
9		<p>○治療抵抗性精神疾患治療について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療抵抗性統合失調症治療について、電気けいれん療法(mECT)導入を検討している精神科病院に対し、総合病院との連携の手助けを行う。(事業④) ・難治性精神疾患に対する高度専門治療(クロザピンやmECTなど)の中核病院としての役割を担う。連携会議・研究会を開催し、同治療の均てん化を推進する。 ・院内全体の精神科医療の質を高めるため、多職種認知行動療法(CBT)チームが、自殺企図やうつ病患者の治療・ケアを通して知識やスキルを伝達する。 ・各入院棟において認知行動療法(CBT)についての知識や質の向上を図るため、経験がある職員によるプログラムの実践や勉強会を開催する。 ・主に後期研修医を対象に、認知行動療法(CBT)の専門的スキルのスーパービジョンを行う。 ・反復経頭蓋磁気刺激(rTMS)治療に関する研修修了者を増やし、当院で実施できる体制を整備する。 <p>※関連番号:17</p>	<p>○治療抵抗性精神疾患治療について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山大学、その他民間病院やクリニックと、血液内科との連携文書や検査機器について情報共有・協議し、総合病院との連携の助言をオンラインで行った。 ・県内の精神科病院とクロザピンマニュアルの運用について協議を行った。また、同月に連携会議および研究会を開催し、クロザピン治療の均てん化を推進した。 ・「クロザピンハンドブック」(注釈6)の翻訳に尽力し、発行に寄与した。また、ネットワーク機関のスタッフにハンドブックを配布した。 ・多職種認知行動療法(CBT)チームが、事例検討や専門的なトピックスについて勉強会を開催し、院内の精神科医療の質を向上、また認知行動療法の知識やスキルの普及に努めた。 開催回数:7回 ・反復経頭蓋磁気刺激(rTMS)講習会に参加し、治療に必要な知識を習得した。 参加者:9名 	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
10		<p>○依存症患者に対する医療(事業⑤)</p> <p>・依存症セミナーを3回実施する。 (「簡易介入テキスト」「マインドフルネス」「マッピングシート」)</p> <p>・診療所・かかりつけ医向け依存症セミナーを開催し、精神科診療所との相互交流をさらに発展させる。また、研修動画を作成しオンデマンド配信を行うことで、院内教育、レジデント教育にも有用なコンテンツを充実させる。</p> <p>・行政、医療、福祉、司法を含めた関係者で県内の依存症に関する情報や課題を共有し、依存症治療支援の向上を図るため、コーディネーター部会を実施する。</p>	<p>○依存症患者に対する医療(事業⑤)</p> <p>・様々な依存症患者の受け入れを行った。</p> <p><入院> <u>アルコール依存症:延べ134名(実数104名)</u> <u>薬物依存症:延べ25名(実数18名)</u> <u>ギャンブル依存症:延べ8名(実数6名)</u></p> <p><外来> <u>アルコール依存症:延べ2,634名(実数388名)</u> <u>薬物依存症:延べ1,040名(実数143名)</u> <u>ギャンブル依存症:延べ603名(実数123名)</u></p> <p><依存症プログラム参加者数> <u>入院:延べ2,356名 外来:延べ1,358名</u></p> <p><家族プログラム参加者数> <u>集団プログラム:延べ154名 個別対応:延べ42名</u></p> <p>・依存症セミナーをオンラインにて開催し、依存症治療支援の向上を図った。 <u>参加者数:「簡易テキストの使い方」45名</u> <u>「マッピングシートの使い方」29名</u> <u>「依存症とマインドフルネス」18名</u></p> <p>・診療所・かかりつけ医向け依存症セミナーをオンラインにて開催し、精神科診療所との相互交流を行った。 <u>参加者数:「ギャンブル障害に対する介入」53名</u> <u>「物質使用障害に対する介入」35名</u></p> <p>・県内の依存症専門医療機関(5機関)、相談拠点機関(2機関)、司法機関(1機関)から代表者が集まるコーディネーター部会を開催し、依存症治療拠点機関事業内容の検討、各機関における状況の情報共有、県内の依存症に関する課題と対策の検討を行った。</p>	4	4	

		<ul style="list-style-type: none"> ・県内の依存症治療支援の質の向上、ネットワーク構築を目的として情報共有を行い、依存症治療支援の普及啓発に努める。 出張講座:3件 ・県内のギャンブル障害治療プログラムの質の向上(県内の関係者のスキルアップのための研修を兼ねる)、県内のギャンブル障害治療プログラムアクセスの向上を図るため、新たにオンラインを利用した集団ギャンブル依存症プログラムを実施する。 ・依存症精神医学研修コースを設け、依存症精神医学を体系的に学べる場を提供する。 ・一般科クリニック等からのオンラインコンサルティングを行い、専門分野におけるサポートを継続する。 ・刑の一部執行猶予者を含む薬物依存症者に対し、刑事施設や保護観察所等の国の機関だけでなく、地方公共団体や精神保健福祉センター等の公的機関、ダルク等の民間支援団体等と連携し、当院は医療機関として外来治療等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関へ出張講座を実施し、依存症治療支援の普及啓発に努めた。 教育機関:2件 自助グループ:1件 行政:1件 自立支援協議会:2件 ・依存症治療に携わる関係者のスキルアップを図るため、県内のコーディネーター委員と連携し、ギャンブル依存症治療プログラムをオンラインにて実施した。 参加者数:7名 ・依存症に対応できる医師の拡充を目指し依存症精神医学研修コースを設け、依存症精神医学を体系的に学べる場を提供した。 修了者:2名 ・一般科クリニック等からのオンラインコンサルティングを行い、専門分野におけるスーパーバイズを行った。 岡山市の事業への協力:1件 ・断酒会と連携し、エスバーツ(SBIRTS)(注釈5)の普及に努めた。また、岡山ダルクと他関係機関との連携強化を目的とし、弁護士会、社会福祉士会、岡山保護観察所、専門医療機関、相談拠点機関等と調整を行った。 ・アルコール・薬物依存関連学会合同学術集会の事務局として、運営を行った。 			
--	--	---	---	--	--	--

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
11		<p>○精神科リハビリテーション病棟の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療抵抗性の病態や困難な状況にある場合にも、多職種による支援を行い、全ての患者が安定した地域生活に移行できる医療を展開させる。 ・精神科リハビリテーション病棟の実現可能性データを見える化する。 <p>○岡山県精神科在宅支援(アウトリーチ)事業(事業⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続中のケースについては、引き続き定期訪問・機関連携を継続する。また頻度についても適宜柔軟に対応する。 ・生活課題を抱えながら福祉の支援を受けていない患者に情報を届けるため、連絡会等の場で現状を把握することで行政機関と連携し、より広い範囲でのニーズに対応する。 	<p>○精神科リハビリテーション病棟の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種による支援や地域支援部門の連携を強化することで、地域移行・定着の促進に向け取り組んだ。また、限られた病床を有効利用できるよう取り組んだ。 <p><u>西2入院棟平均在院日数(転棟含まない):54.8日</u> <u>病床利用率:97.1%</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本精神障害者リハビリテーション学会において、「精神障害をもつ入院患者の地域定着に関わる重点支援期間の推定:後ろ向きコホート研究」「地域移行・定着を前提とした精神科包括ケア病棟(仮)の実態と転帰に関する調査:後ろ向きコホート研究」を発表し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に貢献した。 <p>○岡山県精神科在宅支援(アウトリーチ)事業(事業⑥)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療中断や未治療、ひきこもりの方などを対象に、医療的な側面だけではなく、福祉等のサービスに関する情報を提供するなど、生活全般を視野に入れて支援を行った。 <p><u>今年度支援登録者:2名</u> <u>訪問件数:14件</u> <u>ケア会議開催数:5回</u> <u>相談件数:27件</u></p>	4	4	
12		<p>○災害拠点精神科病院(事業⑦)</p> <p>岡山県からの要請を受け、災害拠点精神科病院として総合病院のDMAT災害拠点病院との連携を図り、災害時迅速に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害拠点精神科病院設備等整備事業」において、岡山赤十字病院、DMAT、災害拠点病院等の関係機関とDPAT研修、DMAT研修等の合同研修を開催し、有事に迅速かつ適切な活動が行えるよう、スキルの維持向上に努める。 	<p>○災害拠点精神科病院(事業⑦)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省DMAT事務局、岡山県各関係課および県内災害拠点病院等と中国地区DMAT連絡協議会実働訓練を実施し、緊密な連携強化を図るとともに迅速・効果的な広域災害医療体制の確保に努めた。 <p><u>参加者:30名</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震発生時にDPAT先遣隊を現地に派遣し、DPAT調整本部(石川県庁)において活動隊の采配や避難所等での診察や入院移送を調整するなどの支援を行った。 <p><u>派遣した職員:医師1名、看護師1名、作業療法士1名、精神保健福祉士1名</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県保健医療部健康推進課主催の「令和5年度おかもやま災害医療スキルアップ研修」に参加し、能登半島地震発生時の支援活動や課題について情報共有した。また、小児周産期リエゾンの役割や体制整備についても理解を深めた。 <p><u>参加者:56名</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県保健医療部健康推進課と協働し、県内の医療従事者対象に「令和5年度岡山県DPAT研修」を開催した。当研修では災害現場における諸機関との連携や災害医療対応の原則(CSCATTT)や広域災害救急医療情報システム(EMIS)等の基礎知識および即戦力として活動できる人材の育成に寄与した。 <p><u>参加者:45名</u></p>	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
13	<p>(3) 県内の精神科医療水準の向上</p> <p>県内の精神科医療水準の向上を図るため、他の医療機関や研究機関と共同して、先進的な精神科医療に係る調査・研究を行うとともに、県内の医療従事者を対象とした研修会開催等により研究成果の普及を行う。また、実習生の受入れや医療従事者への臨床研修を行い、県内の精神科医療従事者の育成に取り組む。</p> <p>また県内の精神科医療提供が十分行きわたっていない地域には、精神科の医療提供体制を充実させるため、必要に応じて他の医療機関に医師等職員を派遣することや、ICTの利活用による遠隔医療を行うことなどにより、県民がより受診しやすい環境を整備する。また手厚い医療提供体制による入院医療の質の向上や外来・デイケア・訪問支援を充実することで、自殺対策を含むうつ病対策や身体疾患を合併する患者への対応など、「岡山県保健医療計画」や「岡山県障害福祉計画」等に基づく精神科医療を実施する。</p>	<p>○治験・臨床研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床研究の成果について、学会発表や論文投稿を行い、精神科医療水準の向上を図る。 当院単独または、他の医療機関と共同で取り組んだ臨床研究について、毎年1報以上海外ジャーナルへ論文投稿、出版する。 臨床研究や研究倫理に関する研修等に参加し知識・スキルを蓄え、職員の研究実施をサポートできるようにする。 治験は4例契約（現在1例参画中）しており、令和5年度も継続して行う。 <p>○看護の質の向上</p> <p>セルフケアモデルを構築し、引き続き先行病院の専門看護師からの助言を得ながら看護の質の向上を図る。</p>	<p>○治験・臨床研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床研究の成果について、学会発表や論文投稿を行い、精神科医療水準の向上を図った。 海外ジャーナルへ論文投稿、出版した。 出版数:4件 <p>○看護の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 「OPMC (Okayama Psychiatric Medical Center) 看護モデル」を導入し、疾病だけでなく、患者のこれまでの困難や生きづらさ、強み、希望、その人らしい暮らし(人生)に寄り添い、「患者中心の看護」が実践できる人材の育成に取り組んだ。 セルフケア看護理論に関する研修を実施した。 <p>< 新任者研修 ></p> <p>「セルフケア看護理論」講義」参加者数:18名 「各疾患(統合失調症、気分障害、発達障害、依存症、身体合併症、医療観察法入院中の患者)別の看護展開」講義」参加者数:各18名 「事例を用いた看護展開」事前学習・グループワーク」:18名</p> <p>< 継続研修 ></p> <p>リーダーⅡ相当対象:「各病棟事例を用いた看護展開」:事前学習グループワーク参加者数:30名 副師長対象「事例検討」参加者数:13名 リーダー対象院内研修「MSE(精神症状の査定)の理解・事例検討」:37名 院外研修「MSE研修」:10名 全看護職員対象「MSE動画研修」:約200名 「セルフケア看護モデル 困りごと相談会」:17名 「ストレスモデル」:18名</p>	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
14		<p>○理念を共有する人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症拡大のため実習機関に困っている看護およびコメディカル実習生を受け入れ、当院の理念に基づく精神科医療の普及を行うことで、県内全体の精神科医療水準の向上に貢献する。 ・初期研修医や短期専攻医を多く受け入れ、精神科医療の知識を有する身体科医師を輩出できるよう人材育成に努める。 	<p>○理念を共有する人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当院の理念を共有し、精神科医療水準の向上を図るため、各職種の実習生の受け入れを行った。 <p>初期臨床研修医:42名(延べ47名) 医学部学生:9名 看護学生:450名 作業療法士:7名 診療情報管理士:1名 臨床心理士:9名 精神保健福祉士:4名</p>	4	4	
15		<p>○医療従事者の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療資源の乏しい地域の医療機関や福祉施設をはじめ、精神科医療を必要とする保健所、教育機関、児童相談所等の行政機関へ職員を派遣する。 	<p>○医療従事者の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療を必要とする保健所、教育機関、児童相談所等の行政機関や医療機関へ職員を派遣し、各関係機関との連携を強化した。 <p><精神科診療支援としての医師の派遣> ・岡山刑務所 ・岡山家庭裁判所 ほか</p> <p><精神科相談支援としての医師の派遣> ・男女共同参画推進センター ・岡山県人事課 ・岡山県女性相談所 ・岡山県備中保健所 ・岡山市保健所 ・岡山県立大学</p> <p><児童思春期外来支援としての医師の派遣> ・岡山少年鑑別所 ・岡山少年院 ・成徳学校 ・県立岡山西特別支援学校 ほか</p> <p><児童思春期相談支援としての医師の派遣> ・岡山市子ども総合相談所 ・岡山県中央児童相談所 ・岡山県倉敷児童相談所</p> <p><公認心理師の派遣> ・岡山産業保健総合支援センター</p>	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
16		<p>○専門知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の精神科医療の質の向上とネットワーク強化のため、ホームページ上に受託事業別のページを設け事業ごとの研修会開催情報や実績を掲載することで、当院の取り組みを広く周知する。 ・専門知識向上のため、様々な手段を用いて院内外研修会の開催案内や成果の普及を行う。 ・研修動画や資料をホームページ等で公開し、誰でも活用できるよう情報発信を行う。 	<p>○専門知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託事業別のページを作成し、事業内容や実績状況をホームページで公開した。また、研修会開催案内を掲載し、県内外の医療従事者が専門知識を学ぶ機会を提供した。 ・院内各所に設置してあるデジタルサイネージやグループウェアを活用し、院内外の研修案内を行うことで職員の専門知識向上につながるよう努めた。 ・病院の公式youtubeチャンネルを活用し、研修参加者がいつでも講義内容の振り返りが行えるようオンデマンド視聴できる環境を整えた。また、院内の研修については院外でも視聴できるよう工夫した。 	4	4	
17		<p>○自殺対策・うつ病対策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防対策を行うため、早期介入・早期治療・早期回復を目指し、患者の特性に応じたプログラムを活用する。 ・自殺リスクのある患者、うつ病等の患者の背景を早期にアセスメントし、自殺企図を予防できる環境作りを行う。 ・行政が開催するネットワーク会議に参加し、意見交換を行う。 ・複合課題を抱える患者については、無料法律相談やその他適切な連携機関と協働し支援を行う。 ※関連番号:9、20 ・継続して職場のメンタルヘルスに関する講演を開催する。 ・カウンセリングを行うことで、働く人の自殺対策やうつ病対策などのメンタルヘルス問題に対応、貢献する。 	<p>○自殺対策・うつ病対策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニングの結果、自殺リスクが高いと判断された患者を積極的に受け入れ、早期介入・早期治療・早期回復に努めた。 自殺ハイリスク者数:301名/432名(西4入院棟年間入院患者数) ・「multi-modal (マルチモーダル)LLMによる自殺企図等の危険行動モニタリングプラン」というシステムを開発し、自傷・自殺を防止する環境作りを行った。 ・患者の個別性に合わせて事例定式化(ケースフォーミュレーション)や患者、家族を交えて危機的状況に対するケアプランと契約(セーフティプラン)を行い、必要な支援機関につなげるなど、薬物治療に加え心理社会的な支援・介入にも焦点を当て患者支援に取り組んだ。 また、自殺企図後、希死念慮のある患者の中で、半数以上が発達障害の特性を持っている傾向があることから、発達特性に応じた治療の流れの見える化(ASDパス)を行い、それを活用することで共通のアセスメントから効率的かつ効果的に多職種で介入する仕組みを整えた。 ・職場のメンタルヘルス対策として、ハラスメント研修を行った。 また、安全衛生推進委員会において、職員の休暇取得状況や時間外勤務状況を確認し、働きやすい職場環境作りのための検討を定期的に行った。 	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
18	<p>(4)精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及 地域住民や事業所、企業、他の医療機関等に対して、出前講座の開催などにより積極的に情報を発信することで精神疾患や精神障害者に対する正しい理解を普及・啓発する。 またデイケアを中心に地域住民や学生等ボランティアの受入れや学生の職場体験、地域の行事への職員の参加を通じて、精神疾患を有する患者が地域の中で偏見なく生活できる環境づくりに取り組む。</p>	<p>○精神疾患に対する正しい知識の普及 ・有償ボランティアの受け入れや出前講座を積極的に行うことで、地域住民や事業所、企業、他の医療機関等に対して精神疾患への正しい理解を普及・啓発する。</p>	<p>○精神疾患に対する正しい知識の普及 ・新たなジャンルのボランティア(フラダンスチーム、太極拳講師等)の受け入れを積極的に行った。また、出前講座を実施し、地域住民や事業所、企業、他の医療機関等に対して精神疾患への正しい理解を普及・啓発に努めた。 事業所・企業見学:6回 ボランティア受入人数:33名 出前講座実施回数:6回</p> <p>・児童思春期入院棟において、支援スタッフ(学生・有償ボランティア)の受け入れを行った。 ボランティア受入人数:4名</p> <p>・県内外の教育機関や行政等から依頼を受け、職員を講師として派遣し、精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及に努めた。 <主な依頼元> ・日本精神科病院協会 ・岡山県医師会 ・岡山市医師会 ・保健所 ・児童相談所 ・岡山市障害者自立支援協議会 ほか</p> <p>・県内の作業療法士を対象とし、精神科リハビリテーションに関する研修会を開催した。 参加者数:14名</p>	4	4	
19		<p>○地域との交流 ・地域で開催される行事に参加する。また、フリーマーケットについては、地域住民や福祉事業所に協力を呼びかけ、出店数を増やすなどさらに充実させる。</p> <p>・地域住民に対し、精神疾患やその対応策についての講座を開き、正しい理解を普及・啓発する。</p>	<p>○地域との交流 ・東古松サント診療所の敷地内で、町内会・子供会(ラジオ体操、秋祭り、バーベキュー会、餅つきなど)に利用された。東古松4丁目秋祭りでは、東古松サント診療所からも出店し、地域との交流を深めた。</p> <p>・フリーマーケットを年2回(5月・11月)に開催し、地域に開かれた病院としての役割を果たした。来場者の内、地域の方の参加が5月の121名から11月には145名と増えており、こころのバリアフリーの推進にも寄与した。 来場者総数:5月 217名 11月 227名</p> <p>・地域住民向けに「こころとつきあう」と題して住民講座を開催した。講演会とストレス対処法の体験会を実施し、精神疾患や精神障害者に対する正しい理解の普及・啓発に努めた。</p>	4	4	

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 2 患者の尊厳を重視した医療の提供

中期目標	精神科医療においては、特に、患者の権利が尊重され、侵害されないように最大限の配慮を行う必要がある。そのため、法令等の遵守はもとより、個人情報の保護に配慮しながら、患者や家族等への医療の情報開示に積極的に取り組むこと。
------	--

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
20	2 患者の尊厳を重視した医療の提供 患者中心の医療を常に実践するため、職員に求められる行動規範や職業倫理について教育委員会等で検討し、研修を通じて職員に徹底する。 また医療情報の開示については、法令の遵守や個人情報保護に配慮した上で、患者や家族への積極的な開示に取り組むとともに、統計データを見える化し、検証可能な形にしていくことで、診療情報の透明化を図る。	○患者中心の医療 ・患者満足度の向上に向け、精神疾患がある患者の権利を最大限尊重し、インフォームド・コンセントに基づく患者中心の医療・看護を実現する。 ・岡山弁護士会と連携を図り、患者の尊厳を重視するため、権利擁護についての無料法律相談を実施する。 ※関連番号:17	○患者中心の医療 ・QIプロジェクトの調査項目に沿った内容で外来・入院共に調査を行った。結果はデジタルサイネージとグループウェアに掲載し、院内職員にフィードバックを行った上で各部署に対し改善を依頼した。また、外来受付のスイングドアを撤去し、患者からの要望に応えた。 ・患者・治療者間の適切な関係性についての研修を行い、事例検討、意見交換および対策について協議を行った。 参加者数:370名 実施回数:25回 ・研究を行う院内の職員を対象に研究倫理講習会を実施し、法令の遵守や個人情報保護への配慮を徹底するよう周知した。 開催回数:2回(9月・2月) ・令和6年4月に精神保健福祉法が改正されることを受け、入院中から精神障害者の代弁者となる「アドボケイト」を積極的に受け入れ、患者が孤立しないよう協働し支援した。 ・毎月第2土曜日に無料法律相談を実施し、入院および外来患者を受け入れた。 受入件数:4件	4	4	
21		○医療情報の開示、統計データの収集 ・統計データに基づき、医療の質の向上を図る。 ・平均在院日数、身体抑制率、クロザピン処方実人数等のデータをHP上で公開し、統計データの見える化を図る。	○医療情報の開示、統計データの収集 ・院内電子掲示板への統計データを毎月開示した。 ・日本病院会QIプロジェクト、全国自治体病院協議会「医療の質・医療安全指標の評価・公表等推進事業」のHP上でデータを公表した。	4	4	

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 3 医療の質及び安全の確保

中期 目標	① 医療水準の向上 大学病院等との連携により診断と必要な医療の提供を行うこと。また、医療ニーズや医療環境の変化に迅速に対応できるよう医師をはじめ優れた医療従事者の確保、養成に努めること。さらに、公立病院として、高度化した医療に対応するとともに、精神・神経疾患の治療等に対する中心的な機能を果たし、精神科医療水準の向上を図ること。 ② 医療安全対策の徹底・検証 医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため、医療安全対策を徹底するとともに、その実施効果について検証に努めること。
----------	---

項目 番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
22	3 医療の質及び安全の確保 (1)医療水準の向上 医療提供機能の維持とさらなる医療の質の向上のために必要な医療従事者を確保するとともに、医療ニーズや医療環境の変化を迅速に把握し、柔軟に対応できるよう職員を養成していく。また高度かつ専門的な医療を提供するため、研修内容の充実や専門医、認定医、認定看護師など専門資格取得に向けた支援の拡充により、職員の資質向上を図り、県内の精神科医療水準の向上に寄与する。	○大学病院等との連携 ・専攻医教育において、岡山大学病院等と連携し講義・研修を実施する。 ・精神疾患に加え身体疾患を伴う患者については、総合病院等と連携し、互いの専門性を活かした適切な医療の提供を行う。	○大学病院等との連携 ・精神疾患だけでなく身体疾患を伴う患者に適切な医療を提供するため、岡山市立市民病院、岡山大学病院、岡山赤十字病院等の総合病院と連携を行った。 ※関連番号27 ・専攻医を受入れ、精神科医の人材育成を行った。 <u>受入人数:6名</u>	4	4	
23		○医療の質の向上 高度かつ専門的な医療を提供するため、日常業務内の実践的な研修だけでなく専門研修へ積極的に参加する。また、院内で専門性に特化した研修会を開催することで知識や技術の均てん化を図る。	○医療の質の向上 ・県内外の専門的な研修会および学会に参加し、医療ニーズや医療環境の変化に対応できるよう努めた。 <u>県外学会・研修会延べ参加者数:243名</u> <u>県内学会・研修会延べ参加者数:94名</u> <u>オンライン延べ参加者数:213名</u>	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
24		<p>○専門資格取得に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての医師が精神科専門医、精神保健指定医の資格を取得できるよう支援する。 ・子どものこころ専門医研修施設としての資格を取得し、令和5年度より募集開始する。 ・依存症精神医学研修コース、子どものこころ専門医等、サブスペシャリティ領域の専門医資格取得を推進する。 ・県内の医療水準を向上するため、県外の精神科病院との連携を図り教育体制のプログラムを構築する。 ・厚生労働省との人事交流のため、医系技官として医師1名を派遣する。 ・認定看護管理者サードレベル教育課程の受講後、認定看護管理者の資格を取得する。 ・院内感染対策強化のため、中堅看護師に大学の感染管理認定看護師教育課程を受講させる。 ・精神科専門薬剤師を増やすため、取得を目指すスタッフを支援する。 	<p>○専門資格取得に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の資格取得を支援した。 精神保健指定 新規申請:6名 精神保健指定 更新申請:8名 精神科専門医 新規申請:2名 精神科専門医 更新申請:4名 精神科専門医指導医 新規申請:3名 精神科専門医指導医 更新申請:4名 臨床研修指導医 新規申請:2名 ・当センターを研修拠点施設として、研修協力施設(岡山大学病院精神科、まな星クリニック、児童相談所)とともに研修プログラムを作成し、岡山県精神科医療センター子どものこころ専門医研修施設群の認定を受けた。令和5年度より募集を開始した。 ・2名が依存症精神医学研修コースを修了した。 ・厚生労働省との人事交流のため、医系技官として医師1名を派遣した。 ・認定看護管理者サードレベル(日本看護協会)を受講し、資格を取得した。 取得者数:1名 ・性暴力被害者支援者看護師(SANE)の資格を取得した。 新規取得者数:1名 在籍者数:2名(うち1名は学会認定資格SANE-I取得済み) ・大学の感染管理認定看護師教育課程(特定行為を含む)を受講し、特定行為看護師(区分:感染管理に係る薬剤投与関連/栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連)の資格を取得した。 取得者数:1名 ・医療安全管理者(日本精神科看護協会)の資格を取得した。 新規取得者数:1名 在籍者数:2名 ・精神科薬物療法認定薬剤師の資格(日本病院薬剤師会認定)を取得した。 取得者数:1名 	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
25	<p>(2)医療安全対策の徹底・検証 患者から信頼される良質な医療を提供するため、医療安全管理対策委員会等を開催して、医療安全管理体制の充実に努めるとともに、医療安全に関する情報の収集及び分析に努め、医療事故の予防・再発防止策の徹底を行う。</p>	<p>○医療安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自傷や自殺を防止するため、ITを駆使しシステムの構築を行う。 ・離床センサーを用い、身体拘束することなく転倒対策を行い、転倒転落のインシデントレベル3以上を前年度比2割減じる。 ・各部署で、医療安全に対する対策や業務改善について検討・実施し、検証に努める。 ・救命救急処置ほか緊急時の医療手技が適切に行えるよう、一次救命処置(BLS)や二次心肺蘇生法(ACLS)等の受講を奨励する。 	<p>○医療安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離床センサーの利用や売場にクッションパンツを置くなど、医療事故の予防・再発防止策の徹底に努めた。また、夜間・休日においても転倒後のCT撮影ができるよう、体制を整備した。 ・配膳車の経路に目印をつけ、配膳車の事故防止策を徹底した。また、児童思春期入院棟で患者が扉に指を挟まれないよう、ガードをつけた。 ・組織としての取り組みを明確にするため、カスタマーハラスメント防止に関するポスターを院内に掲示した。 ・新任者研修において、精神科救急に加え、身体的な一次救命処置(BLS)や二次心肺蘇生法(ACLS)等の研修を行い、基本的な技術習得に努めた。また、身体的な医療手技がオンラインで学べるよう、e-ラーニングツールの活用を推奨した。 ・医療安全研修を実施した。医療安全に関する情報を全職員で共有し、患者に安全な医療環境を提供するよう努めた。 	4	4	

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化

中期 目標	<p>① 地域移行・生活支援のための体制整備 「入院医療中心から地域生活中心へ」の改革をさらに進めるため、入院医療の質の向上を図り退院促進に取り組むこと。また、地域移行に向けた支援、及び生活を支える医療・福祉サービスと連携するための体制の整備を行うこと。</p> <p>② 地域医療連携の強化 患者がより適正な医療を受けられるよう、精神科医療機関との連携にとどまらず、地域の医療機関との病診・病病連携の更なる推進を図ること。</p> <p>③ 在宅医療充実のための体制整備 精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉の関係者による切れ目のない支援を行う必要があることから、居住支援関係者も含めた関係機関との重層的な連携を強化するとともに、通所サービスだけでなく、訪問診療や訪問看護など、多職種によるアウトリーチ等、在宅医療充実のための体制整備に取り組むこと。</p>
----------	--

項目 番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
26	<p>4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化 (1) 地域移行・生活支援のための体制整備 入院医療の質の向上を図り、平均在院日数の縮減など他の精神科医療機関の模範となるような退院促進支援に取り組む。また地域移行にとどまらず、精神疾患を有する患者が孤立せず安心して地域で生活を送るために、院内の人員配置をニーズに応じて柔軟に配置するなど、適正な人員配置を行うことで医療・福祉サービスの連携体制の強化を行い、地域生活を中心とした精神科医療への改革を推進する。</p>	<p>○生活支援・地域移行 ・一般的な相談に加え、総合的・専門的な相談支援等を行い、複合課題や困難な問題を抱える障害者等に対応する相談支援の提供を行う。</p> <p>・地域の相談支援事業者の人材育成の支援、岡山市障害者自立支援協議会との連携強化の取組み、地域のネットワークとの連携強化など岡山市の相談支援体制が更に効果的に機能するため「相談支援機能強化事業」に参入できるよう体制を整備する。</p> <p>・相談支援事業所として保健・医療・福祉関係者による協議の場などを通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、市町村などとの重層的な連携を図ることで「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築の一翼を担う。</p> <p>・精神疾患のある患者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、患者本人その家族が行う相談の在り方等の支援施策に取り組む。</p> <p>・「地域移行促進センター事業」において、精神障害者が安心して地域生活を維持、継続出来るよう「居宅での生活が一時困難になった場合の宿泊施設を確保」等の支援を行う。(事業⑧)</p>	<p>○生活支援・地域移行 ・複合課題や困難な問題を抱える精神障害者のニーズに応じて、相談支援事業所としてサービスを提供した。 <u>計画相談支援:200件</u> <u>障害児相談支援:25件</u> <u>地域移行支援:12件</u> <u>地域定着支援:38件</u> <u>自立生活援助:8件</u></p> <p>・相談支援専門員の増員等を行い、幅広い相談への対応、相談支援事業者に対する支援、岡山市障害者自立支援協議会各専門部会への参画、各委託事業の実施などがよりできるよう体制整備を図った。 <u>岡山市地域生活支援事業(相談支援事業):7件</u> <u>障害支援区分認定調査業務実施件数:86件</u></p> <p>・岡山市内の精神科病院に対する地域移行支援の提供、行政機関や岡山市障害者基幹相談支援センターと協働した研修会開催、岡山市障害者自立支援協議会内でのワーキンググループへの参加など、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築の一翼を担うべく、地域移行・地域定着支援等を推進するための取り組みを行った。</p> <p>・「地域移行促進センター事業」において、精神障害者が地域の一員として安心して生活を維持するための訓練として、宿泊施設を確保した。 <u>ホステル利用件数:499件</u></p>	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
27	(2)地域医療連携の強化 他の精神科病院・診療所では対応が困難な患者を積極的に受け入れ、身体疾患を合併する患者に対しては、身体科医療機関との協力体制を強化するなど、紹介、逆紹介を積極的に行うことで、患者の病態や患者ニーズに応じた医療の提供が行えるよう病診・病病連携の強化を図る。	○身体疾患を合併する患者の連携(事業⑨) ・身体疾患を合併する患者に対して、他の民間病院では受け入れ困難な事例も速やかに入院調整を行い、常に対応できる体制を整える。 入院期間中も内科医や検査技師等を含む多職種チームで適切な医療を提供する。 ・総合病院などの医療機関を訪問し、依存症治療等、当院の特徴を紹介することで、患者が適切な医療を受けられるよう病診・病病連携を強化する。	○身体疾患を合併する患者の連携(事業⑨) ・総合病院からの依頼を受け、身体疾患を合併する事例についてコンサルテーションや入院調整を行った。 <u>身体コンサルテーション:517件</u> <u>事業対象:163件(電話コンサル28件、外来受診68件、転院67件、往診1件)</u> ・総合病院や診療所を訪問し、妊産婦や依存症等患者支援について協議を行った。 ＜主な訪問先＞ ・岡山大学病院 産婦人科 ・岡山市民病院 ・その他県北民間病院等 <u>県内精神科病院連携室会議:2回</u> <u>県内総合病院連携室会議:6回</u>	4	4	
28	(3)在宅医療充実のための体制整備 外来やデイケアなどの通所サービスだけでなく、訪問診療・訪問看護などの在宅医療提供機能をさらに充実し、医療・保健・福祉の関係者のみならず、居宅支援関係者も含め、重層的な連携を強化し、精神疾患を有する患者が、地域で生活するために必要な支援を切れ目なく受けられるよう体制を整備する。	○在宅医療の充実 ・岡山県内の精神障害者が安心して地域生活を送られるよう、年齢や疾患を問わず多様なニーズに対応できる訪問看護支援体制を整備する。 ・当院以外の診療所、クリニックからの訪問看護を積極的に受け入れ、在宅支援サービス内容の地域格差を作らない。 ・精神科訪問看護実習生を受け入れ、精神科訪問看護の質向上に努める。 ・日々業務の見直しを行い、訪問看護を利用する患者サービスに努める。 ・患者の病状や自立度・生活状況に応じ、効果的に在宅医療・障害福祉サービスが提供できるよう、医療機関や行政、障害福祉等の関係機関との連携を強化する。	○在宅医療の充実 ・患者が地域で安心して生活が送れるよう、各支援機関や診療所等と連携し個々のニーズに応じた医療を提供した。 <u>訪問看護延べ訪問件数:13,495件</u> <u>新規受入件数:114件(R4年度107件)</u> <u>訪問看護全登録者数:391名(R4年度349名)</u> <u>当センター以外の診療所にかかっている訪問看護利用者数:16名</u> ・より豊かな社会資源の提供と、柔軟な対応ができるよう、病状が安定した利用者については居住地域の訪問看護ステーションへ移行し、切れ目ない支援体制を整備した。 <u>精神科訪問看護ステーションへの移行件数:6件</u> <u>身体科訪問看護ステーションへの移行件数:1件</u> <u>訪問看護情報提供療養費算定件数:848件(R4年度433件)</u> ※医療観察法情報提供療養費20件を含む <u>退院支援指導加算算定数(新規):29件</u> ・訪問看護養成講習会における精神科訪問看護実習生や、看護学生を受け入れ、精神科訪問看護の質の向上に努めた。 <u>実習受入者数:4名</u> <u>受入大学件数:2大学、人数:20名</u> <u>認定看護師受入者数:1名</u> ・より多くの患者に訪問看護を利用してもらえるよう、用務地への直行及び直帰制度・フレックス制度を導入した。加えて、直行直帰を活用する際に、オンライン上で行える情報共有ツール(オンライン会議)のマニュアルを作成した。 ・利用者満足度調査表を運用し、サービスの質の向上に努めた。 ・身体科訪問看護ステーションのスタッフを対象に研修会を行い、精神疾患を持った患者への正しい理解や対応方法等について普及活動を行った。 ・精神障害者リハビリテーション学会にて、精神科訪問看護の取り組みと今後の展望について発表を行い、広く周知した。	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
29		<p>○病院デイケア 一人ひとりに応じた回復が促進できるよう、統合失調症、気分障害、依存症やASD、児童等の患者ニーズに対応できる精神科リハビリテーションを継続して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾患、障害別のプログラムの開発、実施する。 ・ナイトケアを展開できる体制を整備する。 ・随時デイケア見学、体験を継続する。 ・デイケアの広報媒体を刷新する。 ・就労支援機関との共同プログラムを実施する。 ・利用者のケアマネジメントを実施する。 延べ利用者数:10,000人 就労者:30名 就労後定着支援:30名 	<p>○病院デイケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の疾患に応じた精神科リハビリテーションを実施した。 依存症:27名 統合失調症:75名 気分障害:42名 神経症性障害:20名 発達障害:126名 その他:23名 ・思春期、青年期の自閉スペクトラム症(ASD)や、社会性に課題のある子ども達向けに作成されたプログラム(PEERS)を導入、実施した。 ・社会生活の様々な場면을VRゴーグルで体験できるソーシャルスキルトレーニング(VRSST)を導入、実施した。 ・週1回、就労者を対象としたナイトケアを開所し、就労後も切れ目なくフォローできる体制を整えた。 ナイトケア延べ利用者数:101名 ・デイケアの見学、体験を受け入れた。 見学者数:127名 体験利用者実数:81 ・案内用パンフレットを現状に合わせ刷新した。また、病院ホームページのデイケア案内に関して、現状に合わせ内容を改訂した。 ・就労支援機関との共同プログラムを実施した。 就労準備出前講座:6回 就労支援機関見学:6回 ・利用者のニーズに合わせケアマネジメントを実施した。 延べ利用者数:10,813名 就労者:56名 就労後定着支援:30名 ※ナイトケア移行者含む 	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
30		<p>○東古松サント診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイケアを設置していない他医療機関を訪問し、東古松サント診療所の特徴を周知することで、患者の受け入れを積極的に行う。 ・入院棟からのデイケア移行については、病院と診療所のデイケア両方を見学し、患者に選択してもらうようにする。 ・退院後の療養生活環境整備指導加算を算定できるように、入院中からのケア会議の参加を行う。 ・ピアサポーターによる元気回復行動プラン(WRAP)講座を実施する。 ・常に患者とのコミュニケーションを通じてニーズを把握し、機能回復プログラムの実践に努める。 	<p>○東古松サント診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の医療機関を訪問し、診療所およびデイケア利用者の受け入れを積極的に行った。 新規外来患者数:40名 月平均外来通院患者数:765名 デイケア新規受入者数:32名 ※他医療機関からの紹介:2名、本院からの紹介:6名 ・通所が困難な利用者が安心して受診、デイケアに通えるよう、送迎を実施した。 延べ人数:45名/月 ・患者が退院後も地域で安定した生活が送れるよう、入院中に面談や会議を行った。 療養生活継続支援加算算定人数:9名 療養生活環境整備加算算定人数:19名 措置入院後継続支援加算算定人数:1名 ・ピアサポーターによる元気回復行動プラン(WRAP)講座を実施した。 実施回数:1クール3回 ・アフターコロナで美術館への外出、カラオケ大会、バス旅行プログラムを実施した。また、患者のニーズに応じ、太極拳、詐欺対策、写経会、VRゴーグルで体験できるソーシャルスキルトレーニング(VRSST)のプログラムを新たに導入した。 ・治療抵抗性統合失調症の治療のため、クロザピン治療の導入を行った。 クロザピン治療登録患者数:22名 ・本院と連携し、地域医療実習として医学生、看護学生およびコメディカル実習生を受け入れ、面接や指導を行った。 医学部学生:3名 初期研修医3名 看護実習生受入人数:約200名 	4	4	

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

中期目標	地方独立行政法人制度の趣旨を十分に生かして、時代の要請に応じた病院機能の見直しなど、柔軟かつ効率的に、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の不断の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。
------	--

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
31	<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>良質で高度な医療の提供、県内の精神科医療水準の向上など、将来にわたり安定的な精神科医療の提供が実現できるよう、地方独立行政法人の特長である機動的かつ弾力的な意思決定方法を生かし、時代の要請に応じた病院機能の見直しなど、業務運営に関して不断の見直しを行い、長期的な視点に立った持続可能な病院経営を確立する。</p> <p>また、運営費負担金の使途に関しては、透明性を担保し適正な運用を図る。</p> <p>診療報酬の改定の際には分析を行い、組織再編や人員の確保を柔軟に実施し、病院機能に見合った施設基準の取得や請求漏れの防止などを徹底することで収入を確保する。</p>	<p>○健全経営</p> <p>柔軟かつ機動的な経営を行うため、週1回経営幹部による会議を開催し、病床の稼働状況や日次収支等のデータを共有し意見交換を行う。</p>	<p>○健全経営</p> <p>週に1回の経営会議で患者の動向や病床利用率等、様々な数値データを幹部職員で共有し、新たな診療報酬取得や人員配置等について協議を行うことで院内の課題・業務改善に積極的に取り組んだ。また、各種補助金について情報収集、申請を行い、社会全体の流れに対応した。</p>	4	4	

第5 財務内容の改善に関する事項

中期 目標	公立病院としての使命を果たしていくための経営基盤を強化できるよう、業務運営の改善及び効率化をさらに徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。
----------	--

項目 番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
32	<p>第5 予算、収支計画及び資金計画 「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた計画・対策を確実に実施することにより、財務内容の改善を図り、収支の黒字化を目指す。 1 予算別紙1 2 収支計画別紙2 3 資金計画別紙3 注) 運営費負担金等 運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。</p>	<p>1 予算 別紙1 2 収支計画 別紙2 3 資金計画 別紙3</p>	<p>○全国の自治体精神科病院と比べ、極めて高い水準での経営状況を維持した。</p> <p>【経営管理指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率 $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$ R4 109.1% → R5 108.4% ・医業収支比率 $\frac{\text{医業収益}}{\text{医業費用}}$ R4 96.4% → R5 97.4% ・人件費比率 $\frac{\text{総人件費}}{\text{医業収益}}$ R4 75.4% → R5 74.8% ・材料費比率 $\frac{\text{材料費}}{\text{医業収益}}$ R4 9.7% → R5 9.0% 	4	4	
33	<p>第6 短期借入金の限度額 1 限度額500百万円 2 想定される理由 賞与の支給等、資金繰り資金への対応</p>	令和5年度中の計画はない	令和5年度における短期借入はない。	—	—	
34	<p>第7 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画 中期目標期間中の計画はない。</p>	令和5年度中の計画はない	令和5年度において、重要財産の譲渡、担保に供した実績はない。	—	—	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
35	第8 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(病院施設の整備・修繕、医療機器の購入等)に充てる。	・決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(病院施設の整備・修繕、医療機器の購入等)に充てる。	大規模修繕計画に基づき、病院施設の整備・修繕として、空調設備等の更新を行った。	4	4	
36	第9 料金に関する事項(略)		実績なし	—	—	

第6 その他業務運営に関する重要事項

中期目標	<p>公立病院として継続的に医療を提供できるよう、次に掲げる項目について計画的に実施すること。</p> <p>1 施設及び医療機器の整備に関する計画 医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。</p> <p>2 適正な就労環境の整備と人事管理 職員が充実感を持って働くことができるよう、日常業務の質の向上を図るとともに、定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、就労環境の整備に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。</p> <p>3 情報管理の徹底 職員一人ひとりが個人情報等を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底させること。</p>
------	--

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
37	第10 その他業務運営に関する重要事項 1 施設及び医療機器の整備に関する計画 医療提供体制が停滞しないよう、医療の質を担保するために必要な委託契約、施設、機器の整備を即時適切に行う。また、医療水準の向上のため、rTMSなどの先進的な医療技術の導入を検討する。	○設備準備、医療機器の導入 ・新たに導入した精神科電子カルテに特化したデータ分析ソリューションを活用し、データ分析を行う。 ・医療の質が低下しないよう、継続して医療機器の整備・点検を行う。	○設備準備、医療機器の導入 ・精神科電子カルテに特化したデータ分析ソリューションを活用し分析を行った。 R5 4-12月 平均176アクセス/月 R6 1-3月 平均76アクセス/月 ・医療提供体制が停滞しないよう、定期的に医療機器の整備、点検を行った。	4	4	

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
38	2 適正な就労環境の整備と人事管理 ワークライフバランスに資するよう、また国の働き方改革に従い、多様な勤務形態の導入などに努め、過重労働のない働きやすい職場環境の整備を推進する。職員の勤務意欲等の一層の向上を図るため、実態に即した公正で客観的な人事評価制度を運用し、職員の業績や資質及び能力を評価して給与に反映させるとともに、人材育成及び人事管理に活用する。	○適正な就労環境 勤怠管理システムの全部署での導入を行い、収集したデータを基に、時間外業務や休暇の取得状況を分析することで、職員の労働環境を向上する。 ・医師の働き方改革や宿直時間帯の勤務実態など、医師独自の業務に合わせた業務量の把握方法について準備を整える。また、A水準を達成したうえで、職員の健康を守りつつ、常時救急対応ができるよう努める。 ※A水準: 時間外労働の上限水準が年960時間	○適正な就労環境 シフト制やフレックスなど複雑な勤務形態と特別休暇の取得基準の多様性により、全部署での導入はできていないが、システム会社と協議を重ね最適な勤怠管理システムの導入に向け検討した。 ・医師の働き方改革に対応するため、産業医が面接指導実施医師養成講習会を受講した。また、医師の業務の整理として業務と自己研鑽の判断基準を医局会で検討を行うなど、医師の意識改革にも取り組んだ。	4	4	
39		○人事評価制度、人材育成 人事評価の透明性を担保するため、人事評価研修を実施する。	○人事評価制度、人材育成 被評価者と評価者研修をそれぞれ実施した。	4	4	
40	3 情報管理の徹底 個人情報の取扱いについての情報管理体制の強化を図るとともに、情報開示については法令に基づき適切に運用する。	○個人情報保護 ・サイバー保険に加入することで、個人情報保護の強化を目的とした事前対策方法について、検討を行う。 ・データのバックアップを定期的に行い、病院機能が止まらないようセキュリティ強化に努める。また、仮にサイバー攻撃を受け被害が発生したときであっても、被害を最小限に抑え迅速に現状復旧が行えるよう対応フローチャートを作成し、手順の確認を行う。	○個人情報保護 ・賠償責任などの保証に加えて、サイバー攻撃や事故の被害に対する緊急対応を支援するサービスを備えたサイバー保険に加入した。 ・オフラインのデータバックアップを3カ月に1回行った。また、電子カルテ停止時の対応フローチャートを作成し、被害発生時に迅速に対応できるよう体制を整えた。 ※当院においては、令和6年5月にランサムウェアによるサイバー攻撃を受け、個人情報が流出する事案が発生したが、現在、個人情報の流出に関し原因究明を進めている段階であり、現時点では、当院の制度、仕組み等の整備との関連を判断できないため、今回の自己評価には反映させていない。	3	2	令和6年5月にランサムウェアによるサイバー攻撃を受け、個人情報が流出する事案が発生したところであり、調査を十分に行い、原因究明に努めるとともに、同様の事案の発生を防ぐ方策を十分に検討されたい。

項目番号	第4期中期計画	令和5年度計画	令和5年度実績	自己評価	県評価	参考意見
41	4 積立金の使途 前期中期目標期間繰越積立金については、病院の設備整備、計画的修繕、研究、医療機器の購入、移行前地方債償還債務の返済等、中期計画に定められた医療の確保の財源として充てる。	○積立金の使途 ・病院機能を維持するため、耐用年数を過ぎた設備について大規模修繕を実施する。 ・先進的な医療の提供を継続するため、電気けいれん療法(mECT)に使用する全身麻酔器の更新を行う。	○積立金の使途 ・令和5年度大規模修繕を計画通り実施した。 ・全身麻酔器については耐用年数が過ぎているが、保守点検を行い使用している。消耗品の交換は可能だが、部品交換が必要な修理は対応できなくなることから、令和6年度の更新を検討する。	4	4	

(注釈1)クロザピンとは、治療抵抗性統合失調症の治療薬として世界各国で使用されている内服薬 ※厚生労働省ホームページより一部抜粋
(注釈2)治療抵抗性とは、薬剤を十分量、十分期間使用しても症状改善が見られないこと ※厚生労働省ホームページより一部抜粋
(注釈3)岡山モデルとは、社会福祉士が弁護士と協働し、罪に問われた障害者・高齢者や少年を支援する仕組み ※冊子「ともに取り組む司法福祉Ver2」より 一部抜粋
(注釈4)強度行動障害とは、知的障害者、精神障害者の中で重度とされる人 ※厚生労働省ホームページより一部抜粋
(注釈5)SBIRTSとは、簡易なスクリーニングにより、「危険な飲酒」や「アルコール依存症」を判定し、適切な指導のもとに、必要な場合には専門治療に繋げるもの ※大阪府アルコール関連問題のある人への簡易介入マニュアルより一部抜粋
(注釈6)クロザピンハンドブック(星和書店発行):著:Jonathan M. Meyer / Stephen M. Stahl 監訳:藤井 康男 / 福森 崇之

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター予算

(令和 5 年度)

(単位：百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額 (決算－予算)
収入			
営業収益	4,317	4,342	25
医業収益	3,713	3,736	23
運営費負担金収益	529	510	△19
その他営業収益	75	96	21
営業外収益	36	38	2
運営費負担金収益	30	29	△1
その他営業外収益	6	9	3
資本収入	568	197	△371
運営費負担金収益	195	197	2
その他資本収入	373	—	△373
その他の収入	—	—	—
計	4,921	4,577	△344
支出			
営業費用	4,116	3,922	△194
医業費用	3,811	3,566	△245
給与費	2,688	2,518	△170
材料費	361	338	△23
経費	749	698	△51
研究研修費	13	12	△ 1
一般管理費	305	356	51
給与費	219	262	43
経費	86	94	8
営業外費用	71	66	△5
資本支出	668	731	63
増改築工事	373	344	△29
資産購入費	—	92	92
償還金	295	295	—
その他の支出	—	—	—
計	4,855	4,719	△136

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター収支計画

(令和 5 年度)

(単位：百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額 (決算－予算)
収益の部			
営業収益	4,522	4,552	30
医業収益	3,713	3,736	23
運営費負担金収益	723	707	△16
資産見返負債戻入	11	13	2
その他営業収益	75	96	21
営業外収益	37	38	1
運営費負担金収益	30	29	△1
その他営業外収益	6	9	3
費用の部			
営業費用	4,327	4,169	△158
医業費用	4,006	3,835	△171
給与費	2,688	2,579	△109
材料費	361	338	△23
減価償却費	195	208	13
経費	749	698	△51
研究研修費	13	12	△ 1
一般管理費	321	334	13
給与費	219	217	△ 2
減価償却費	15	23	8
経費	86	94	8
営業外費用	71	66	△5
臨時損失	—	1	1
純利益	161	354	193
総利益	161	354	193

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター資金計画

(令和5年度)

(単位：百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額 (決算－予算)
資金収入			
業務活動による収入	4,548	4,622	74
診療業務による収入	3,713	3,768	55
運営費負担金による収入	754	736	△18
その他の業務活動による収入	82	118	36
投資活動による収入	373	316	△57
運営費負担金による収入	373	—	△373
その他の投資活動による収入	—	316	316
財務活動による収入	—	—	—
金銭出資の受入による収入	—	—	—
前年度よりの繰越金	2,975	2,975	—
資金支出			
業務活動による支出	4,187	3,939	△248
給与費支出	2,908	2,771	△137
材料費支出	361	337	△24
その他の業務活動による支出	919	831	△88
投資活動による支出	373	311	△62
有形固定資産の取得による支出	373	311	△62
その他の投資活動による支出	—	—	—
財務活動による支出	295	295	—
移行前地方債償還債務の償還による支出	295	295	—
その他の財務活動による支出	—	—	—
翌年度への繰越金	3,040	3,368	328